

広報への意見

広報にも「本」のコーナーがあるので楽しみにしています。多忙な市長さんが選んだ本、興味深いですね。

広報への意見

いつも野市図書館を利用しますが、香我美図書館をはじめて行きました。本屋大賞の候補本があり驚きました。↓(13ページへ)

**◆令和3年度◆  
高齢者肺炎球菌感染症  
定期予防接種**

対象者①	65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生
	70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
	75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
	80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
	85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
	90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
	95歳	昭和元年4月2日～昭和2年4月1日生
100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生	
対象者②	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当) ※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください	
実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
実施場所	高知県内の委託医療機関 ※要予約	
自己負担金	2,000円 ※生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度がありますので、必ず接種前に申請してください	
医療機関に持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予診票(対象者①の方には令和3年5月以降に郵送)</li> <li>●本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証)</li> <li>●対象者②の方は身体障害者手帳</li> </ul>	
接種回数	令和3年度中に1回	

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です  
 ※新型コロナウイルスワクチンを接種した方は、2回目接種後13日以上の間隔(2週間後の同じ曜日以降)をあけないと高齢者肺炎球菌の予防接種はできません。また、高齢者肺炎球菌の予防接種をすると、13日以上の間隔(2週間後の同じ曜日以降)をあけないと新型コロナウイルスワクチンも接種することはできません  
**■問い合わせ/市役所健康対策課 ☎50-3011**

**■問い合わせ**  
 市役所市民保険課

●修学のために転出する→学生証または在学証明書  
 ※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

**特定健診受診券の発行**

特定健診受診券は、4月1日時点で国保に加入している40～74歳の方を対象に、5月下旬頃に郵送します。受診券郵送以前(4～5月下旬)に受診を予定している方は、受診券の事前発行を行いますので、市民保険課へご連絡ください。  
 4月1日以降に国保に加入した方で受診券が必要な場合は、申し出が必要です(受診券



が発行できるまで1カ月程度かかります。また、人間ドックを受診する時に受診券を持参すると、特定健診にあたる費用の割引が受けられます。ただし、左記の機関では受診券を持参して人間ドックを受診しても割引が受けられませんので、別途助成申請が必要です。  
**■助成申請が必要な機関**  
 ・いずみの病院  
 ・高知赤十字病院  
**■助成申請に必要なもの**  
 受診者本人名義の通帳印鑑  
**■問い合わせ**  
 市役所市民保険課

**国保の手続きは2週間以内に行いましょう**

4月は引越や就職、退職などにより、保険内容が変わる方が多い時期です。手続きによって異なりますが、いずれも印鑑本人確認書類が必要です。  
**■加入の届け出が遅れると:**  
 国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。  
**■喪失の届け出が遅れると:**  
 返却すべき国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただくこととなります。また、国保とほかの健康保険の両方に加入した状態では、保険料を二重に支払ってしまうことがあります。  
**■お支払いいただいた国保税は、5年を経過した分は時効により還付できなくなります。**  
**■こんなとき↓必要なもの**  
 ・職場の健康保険(被扶養者を含む)を喪失した↓職場の健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類  
 ・転出した↓転出証明書  
 ・転出した↓香南市国保被保険者証  
**■修学のために転出する→学生証または在学証明書**  
 ※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます



**まきでら長谷寺  
花まつり**

**日時 4/8(木) 11:00~12:00** **入場 無料**  
**場所 まきでら長谷寺(夜須町羽尾783)**

■内容/花まつり法要(詳細はお問い合わせください)  
 ※例年開催している「お楽しみイベント」や「飲食(お弁当・お菓子の販売)」などは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛させていただきます。また駐車スペースに限りがあるため、できるだけ乗り合わせてお越しください  
**■問い合わせ/長谷寺 ☎55-1937**

**「今日はさかなにしよう」  
買って応援キャンペーン  
PART2**

**期間 2/20(土)~5/9(日)まで**  
**対象店舗 県内の量販店、鮮魚店など**

県内の量販店、鮮魚店などで県産水産物を3品以上購入いただいた方の中から、抽選で1,200名様に5,000円相当の県産水産物をプレゼントする「今日はさかなにしよう」買って応援キャンペーンPART2を実施中です。  
 詳細は、高知県庁ホームページ「コロナに負けるな!高知家応援プロジェクト」特設ページでご確認ください。

**■対象品目/高知県産の水産物**  
**■応募方法/応募専用封筒に、①高知県産水産物を購入したことが分かる商品ラベル、②レシートまたは応募補助券のいずれか3点分を入れてご応募ください。**  
**■ホームページ/https://kochike-sakana.jp/**  
**■問い合わせ/「今日はさかなにしよう」買って応援キャンペーン事務局(南放セーラー広告棟内) ☎088-823-5609**



**第13回 土佐塩の道30kmうおーく**

**日時 5/15(土)** ※少雨決行、中止の場合は5/16(日)開催  
**●受け付け/5:50~6:10 赤岡保健センター**  
**●開会式/7:30~ 物部町山崎公園**

**コース 香美市物部町大板~赤岡町**

かつて香南市赤岡町でとれた塩を、香美市物部町の奥地まで運ばれた産業道「塩の道」。塩だけではなく生活物資や文化も運ばれ、当時の人にとっては「命の道」でもありました。コースには、当時を偲ばせる馬頭観音、丁石など、貴重な歴史遺産も遺っています。当時を偲び、朝から夕方まで一気に塩の道を歩くウォーキング大会です。  
 ※感染症対策を講じて実施します

**■参加費/1人 8,000円(バス代・塩の道弁当・塩饅頭・竹コップ・タオル・塩の道の歌CD・保険料含む)**  
**■募集人数/80人(最小催行人数65人)**  
**■問い合わせ/香北観光トラベル ☎0887-59-3393**

**新型コロナウイルス感染症対策に伴う開催中止のお知らせ**

4月25日(日)に開催を予定していた「第64回土佐赤岡どろめ祭り」は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大や屋外イベントの開催に対する国の基本方針を踏まえ、中止することとなりました。2年連続の中止となり、開催を楽しみにして下さっていた皆さまには大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いたします。  
**■問い合わせ/土佐赤岡どろめ祭り実行委員会事務局(市役所商工観光課) ☎50-3013**

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人でも悩まずに無料個別相談会をご利用ください

**B型肝炎 給付金について**

**無料個別相談会**

4/15(木) 安芸市民会館 会議室1階1号室  
 4/16(金) 南国オフィスパークセンター 本棟2階会議室  
 4/17(土) 高知県立県民文化ホール 第10多目的室

対象者 昭和16年7月2日~昭和63年1月27日生まれ  
 給付金 50万円~3,600万円  
 弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬 西州制  
 ※訴訟実費別途

完全予約制 ☎0120-013-621  
 (ご予約受付時間) 平日9:00~18:00  
 個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

無料電話相談も 同時受付中! お気軽にお電話ください

弁護士法人 プレシヤス総合法律会計事務所  
 〒780-0801 香南市高岡町4-3-33 福屋ビル6-A (営業時間) 平日9:00~18:00  
 ☎TEL 03-5363-6333 ☐E-mail:info@precious-law.jp  
 ☐FAX 03-5363-6334 ☐http://precious-law.jp/

**介護保険料を年金からの天引きで納めている方へ**

介護保険料は本人の所得や年金収入額、世帯の課税状況によって決定します。  
 令和3年度の介護保険料は7月上旬に決定するため、4・6・8月の介護保険料の金額は、令和3年2月と同じ保険料額を年金から天引きで納めていただきます(仮徴収)。ただし8月は年間を通じてできるだけ均等になるように調整した金額となります。  
 所得や課税状況が確定した後、7月に令和3年度の介護保険料(年額)を決定し、仮徴収3回分を年額から差し引いて、10・12・2月の3回に分割して納めていただきます(本徴収)。  
**■令和3年度年間保険料(仮徴収) 4月・6月・8月**  
 ※令和3年2月と同料額。ただし8月を除く  
**■本徴収 10月・12月・翌年2月**  
 ※年間保険料! 仮徴収額

**■問い合わせ**  
 市役所高齢者介護課

